

令和8年度 和歌山県修学奨励金（奨学金） 【貸与中の手引き】



◆奨学生の皆さまへ◆

こちらの「貸与中の手引き」には、県修学奨励金の貸与を受けている者（以下、奨学生）としての心得から、貸与が終了するまでの在学中の諸手続、また、返還に当たっての注意など、皆さまに知っていただくべき事項が記載されております。

例えば、家計が好転し奨学金の貸与を受ける必要がなくなったため、貸与を辞退する場合、また、住所や氏名が変わった場合等には、それぞれ届出(辞退届、住所・氏名等変更届等)が必要となります。

届出が必要となった場合には、本手引きの該当する箇所をよくお読みになり、学校又は生涯学習課に申出の上、適切な指示をお受けください。

◆本手引きは、貸与が終了するまで大切に保管願います。

◆本人メモ欄◆

- ①貸与決定通知書に記載されている奨学生決定番号(7ケタ)を、以下の空欄に御記録願います。

--	--	--	--	--	--	--

※生涯学習課奨学班へのお問い合わせには、御本人様の氏名及び、上記の奨学生決定番号が必要です。

- ②連帯保証人様の御氏名を、以下の空欄に御記録願います。

姓	名
---	---

◆お問い合わせ先◆

〒640-8585

和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県教育庁生涯学習局生涯学習課奨学班

電話 073-441-3758 FAX 073-441-3724

目 次

1	貸与中の奨学生の心得について	1
2	奨学金の振込について	1
3	奨学金の継続申請について	1
4	各種変更届等について	1
①	連帯保証人（保護者等）を変更したときは、	2
②	連帯保証人（保護者等）の住所又は氏名を変更したときは、	2
③	奨学生の住所又は氏名を変更したときは、	2
④	転学したときは、	3
⑤	休学又は停学したときは、	3
⑥	退学したときは、	3
⑦	復学したときは、	4
⑧	奨学金を辞退するときは、	4
⑨	他の奨学金の貸与を受けることになったときは、	4
⑩	奨学生本人が死亡したときは、	4
⑪	奨学金の返還が高等学校・大学・専門学校等の在学期間中に開始されるときは、	5
⑫	振込用の口座を変更するときは、	5
⑬	返還用の口座を登録（変更）するときは、	5
⑭	返還が開始されたが収入が少ないため月々の返還額を減らしたいときは、	5
5	貸与の打ち切りについて	5
①	打ち切り事由	
②	奨学金の返還	
③	奨学金借用証書・返還誓約書の作成	
6	奨学金の返還について	6
7	各種変更届等まとめ（本手引き2～6ページのまとめ）	7
8	口座登録可能な金融機関及び名義人について	8
◆	各種様式の記入例	9
【巻末付録】		
◆	各種様式	24

1 貸与中の奨学生の心得について

◆和歌山県修学奨励金（奨学金）は、経済的理由により修学が困難な者に奨学金を貸与することにより、修学の奨励と教育の機会均等を図ることを目的としています。

奨学生の皆さまは、勉学に励み、健康管理に十分注意され、充実した学生生活を送ってください。

また、この奨学金は「貸与」であり「返還」が伴います。皆さまが社会人となつてからの返還金が、新たな奨学生に奨学金として引き継がれていきます。返還が円滑に行われないと、未来の奨学生の貸与に支障が生じることになりますので、在学中から、その責任を自覚してください。

2 奨学金の振込について

◆奨学金は、7月下旬以降（1回目）、11月末日（2回目）及び3月末日（3回目）に、申請のあった口座に4ヶ月分の奨学金を振り込みます。**実際の振込日について教育委員会や金融機関からの通知はいたしませんので、振込が確実に行われているか通帳への記帳により各自で必ず確認**してください。もし不明な点が生じたときは、速やかに学校又は生涯学習課へお問い合わせください。

3 奨学金の継続申請について

◆奨学金の継続申請は、1年時や2年時に貸与を受けた生徒が、進級後の2年時や3年時にも貸与を希望する場合に必要となります。

1年生や2年生の3月下旬頃、継続申請の案内を配付しますので、その書類の内容を確認して、継続を希望する場合には、必要事項を記入するとともに必要な書類を添付して、申請してください。

申請時期は、おおよそ**4月の1か月間**となっていますので、くれぐれも忘れないように注意してください。

※奨学金の貸与年数は標準の修業年限となっていますので、例えば標準の修業年限が4年の場合は、最大4年間貸与を受けることができます。

4 各種変更届等について

◆次ページ以降に列挙する事象が生じたときは、速やかに届出を行ってください。届出はすべて学校を通じて行ってください。ただし、県外の学校（奈良県立十津川高等学校・智辯学園高等学校・近畿大学工業高等専門学校を除く）の奨学生は、生涯学習課に直接御提出ください。

なお、各種変更届等（請求書を除く）については、本手引き巻末の各種様式の中にありますので、複数回使用できるように、複写の上御使用ください。

① 連帯保証人（保護者等）を変更したときは、・・・

→『**連帯保証人変更届**』（別記第12号様式）（14ページ記入例参照）を御提出ください。

連帯保証人（保護者等）が変更されることにより、通学区分に変更が生じた場合や、県外に転出された場合は、必ず学校又は生涯学習課に申し出てください。

（注） 奨学生（本人）が未成年の場合、連帯保証人は原則親権者である必要があります。

② 連帯保証人（保護者等）の住所又は氏名を変更したときは、・・・

→『**連帯保証人変更届**』（別記第12号様式）（14ページ記入例参照）を御提出ください。

保護者（連帯保証人を含む）の全員が、住所の変更により県外に転出された場合は、貸与要件を欠くこととなりますので、「**貸与の打切り**」となります。この場合、5ページの「5 貸与の打切りについて」を御覧ください。

（注） 再婚等により姓が変更となったが、連帯保証人が同一人物のままである場合は、「1 連帯保証人の変更」欄ではなく、「2 連帯保証人の住所等の変更」欄に御記入ください。

③ 奨学生の住所又は氏名を変更したときは、・・・

→（1点目）『**住所・氏名等変更届**』（別記第13号様式）（15ページ記入例参照）を御提出ください。

→（2点目）通学区分の変更により貸与額が変更となる場合、**請求書**を書き直した上で再提出願います。請求書は別途当課より送付いたしますので、住所の変更があれば必ず事前に電話連絡願います。

（1）住所変更により、通学区分（自宅通学者・自宅外通学者）に変更が生じた場合は、以下のとおり貸与額の変更となります。

（イ）自宅外通学から自宅通学に変更となった場合：

貸与額が減額となります。過貸与となる場合がありますので、速やかに学校又は生涯学習課に申し出てください。

（ロ）自宅通学から自宅外通学に変更となった場合：

予算の範囲内で貸与額の増額が可能です。増額を御希望の方は、学校又は生涯学習課に申し出てください。

（注） 本届は、奨学金の返還が終了するまで、住民票を移していなくとも、住所が変更となるごとに御提出ください。

（2）貸与額の変更開始月については、以下のとおりとなります。

（ハ）月の初日に住所を変更する場合、その月の分から貸与額が変更となります。

（例えば、10月1日に実家に住むようになる場合、第2回目の振込のうち、8～9月分

は自宅外通学区分の貸与額のままですが、10～11月分は自宅通学区分の金額に変更となります。第3回目の振込については、新たに変更がない場合、自宅通学区分の貸与額に変更となります。従って、この場合、第2回目及び3回目の振込用の請求書を書き直していただくことになります。)

(二) 月の初日以外の日に住所を変更する場合、次月分から貸与額が変更となります。

(例えば、10月15日に下宿先から実家に住むようになる場合、11月分から自宅通学区分の貸与額に変更となります。)

④ 転学したときは、・・・

→ (1点目) 『住所・氏名等変更届』(別記第13号様式)(15ページ記入例参照)を転学元の学校へ御提出ください。また、転学後に必要な手続きについては、当課から転学後の学校へ連絡いたします。

→ (2点目) 転学により学校区分(公立か私立)・通学区分(自宅か自宅外)が変更となる場合、請求書を再提出願います。

⑤ 休学又は停学したときは、・・・

→ (1点目) 『休(停・退)学届』(別記第14号様式)(16ページ記入例参照)を御提出ください。奨学金は、「貸与の停止」になります。

→ (2点目) 次回振込が完了していない時期に休学又は停学した場合は、請求書を再提出願います。

◆ 「貸与の停止」の期間については、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分(その日が月の初日であるときは、その日の属する月分)から復学した日の属する月分(その日が月の初日であるときは、その前月分)までとなります。

◆ 『休(停・退)学届』(別記第14号様式)(16ページ記入例参照)の提出の遅延により停止期間に該当する期間に振り込まれた奨学金については即時返還が求められます。この場合、納入通知書を送付いたしますので、指定期限内に必ず返納願います。

⑥ 退学したときは、・・・

→ 奨学金は、「貸与の打ち切り」となります。

→ (1点目) 『休(停・退)学届』(別記第14号様式)(16ページ記入例参照)を御提出ください。

→ (2点目) 『奨学金借用証書・返還誓約書』(別記第9号様式)(12ページ記入例参照)を御提出ください。

→ (3点目) 『返還計画書』(別記第10号様式)(13ページ記入例参照)を御提出ください。

→ (4点目) 『和歌山県口座振替納付依頼書』を御提出ください(5ページ⑬参照)。

⑦ 復学したときは、・・・

- 『**復学届**』（別記第15号様式）（17ページ記入例参照）を御提出ください。
「貸与の停止」を受けていた方が、復学により貸与を再開するために必要な手続きです。
提出がない場合は、貸与の再開ができません。

⑧ 奨学金を辞退するときは、・・・

- （1点目）『**辞退届**』（別記第16号様式）（18ページ記入例参照）を御提出ください。奨学金は「貸与の打ち切り」となります。家計の好転等により、奨学金を必要としなくなったときは、いつでも辞退することができます。
- （2点目） 次回の振込が完了していない時期に辞退をする場合は、**請求書**を再提出願います。
- （3点目）『**奨学金借用証書・返還誓約書**』（別記第9号様式）（12ページ記入例参照）を御提出ください。
- （4点目）『**返還計画書**』（別記第10号様式）（13ページ記入例参照）を御提出ください。
◆第1回目又は第2回目の振込が終了していない方は、返還開始月の決定について学校又は当課に御相談ください。
- （5点目）『**和歌山県口座振替納付依頼書**』を御提出ください（5ページ**⑬**参照）。

⑨ 他の奨学金の貸与を受けることになったときは、・・・

- 『**他奨学金等適用届**』（別記第17号様式）（19ページ記入例参照）を御提出ください。奨学金は、「貸与の打ち切り」となります。
- ◆ 他奨学金とは、（独）日本学生支援機構学資貸与金、母子父子寡婦福祉資金の修学資金、和歌山県高等学校校定時制及び通信制課程修学奨励金並びに生活福祉資金貸付金の教育支援費のことを指します。なお、本届は**貸与対象者、つまり本人**が受けることになったときに御提出ください。本人の兄弟等が受けることになったときは提出不要です。

⑩ 奨学生本人が死亡したときは、・・・

- （1点目）○貸与期間中に死亡した場合
→『**辞退届**』（別記第16号様式）（18ページ記入例参照）を御提出ください。
奨学金は、「貸与の打ち切り」となります。
○貸与期間満了後に死亡した場合
→『**辞退届**』は提出不要です。
- （2点目）『**返還免除申請書**』（別記第20号様式）（20ページ記入例参照）を御提出ください。
貸与中の奨学金がすべて返還免除となりますので、連帯保証人又は相続人の方が、速やかに御提出ください。
- （3点目）**本人が死亡したことを証明する戸籍抄本等(死亡診断書(写)を含む)**を御提出ください。

⑪ 奨学金の返還が高等学校・大学・専門学校等の在学期間中に開始されるときは、・・・

→ (1点目) 『返還猶予申請書』(別記第2 1号様式)(21ページ記入例参照)を御提出ください。

→ (2点目) 「在学証明書」等、返還猶予の事由を確認できる公的な証明書等を御提出ください。

⑫ 振込用の口座を変更するときは、・・・

→ 『口座登録申出書』を御提出ください。

◆ 『口座登録申出書』は別途当課より送付いたしますので、必ず事前に電話連絡願います。

◆ 口座は、本手引き8ページ記載の金融機関の奨学生(本人)名義のものに限ります。

⑬ 返還用の口座を登録(変更)するときは、・・・

→ 『和歌山県口座振替納付依頼書』で返還用の口座を登録(変更)ください。

◆ 提出先は、新しい口座を開設する金融機関の窓口です。当課には提出なさらないでください。

◆ 貸与が終了する前(卒業・貸与期間満了時、退学、辞退)に提出していただきます。

◆ 口座名義人は必ず奨学生(本人)又は連帯保証人の名義に指定願います。

◆ 記入にあたっては、必ず事前に本手引き8ページ及び11ページを御確認ください。

⑭ 返還が開始されたが収入が少ないため月々の返還額を減らしたいときは、・・・

→ (1点目) 『返還期間延長申請書』(別記第2 2号様式)(23ページ記入例参照)を御提出ください。

→ (2点目) 「住民票」「所得証明書」等、返還延長の事由を確認できる公的な証明書等を御提出ください。

◆ 返還延長には要件があるため、必ず延長を行えるものではありません。

◆ 申請にあたっては、必ず事前に当課へ電話連絡願います。

5 貸与の打ち切りについて

① 打ち切り事由

◆ 次のいずれかに該当するときは、貸与が打ち切られます。既にこれまで説明してきたことではありますが、大変重要な項目となりますので、念のため、以下に再度説明いたします。該当する場合は速やかに手続きを行ってください。各種変更届等の提出につきましては、本手引きの「4 各種変更届等について」(1ページ～)の該当箇所を御参照ください。

(イ) 奨学金の貸与を受けることを辞退したとき。

(ロ) 奨学金の貸与の要件のいずれかに該当しなくなったとき。

(高等学校等に在学しなくなったとき、保護者が県内に住所を有しなくなったとき、他の奨学金(4ページ⑨参照)の貸与を受けることになったとき等。)

(ハ) 傷病その他の理由により、修学の見込みがなくなったと認められるとき。

(二) その他奨学金の貸与が適当でないと認められるとき。

② 奨学金の返還

- ◆ 上記①の(イ)から(二)までのいずれかに該当し、その届出等の遅延により打切り事由発生後に振り込まれた奨学金については、速やかに返還していただきます。

③ 奨学金借用証書・返還誓約書・和歌山県口座振替納付依頼書の作成

- ◆ 高等学校等を卒業し貸与期間が満了したとき又は退学や辞退により「貸与の打切り」となった場合は、『奨学金借用証書・返還誓約書』（別記第9号様式）（12ページ参照）、『返還計画書』（別記第10号様式）（13ページ参照）、『和歌山県口座振替納付依頼書』（11ページ参照）の提出が必要です。

なお、辞退した後も、高等学校等に在学している場合には、『返還猶予申請書』（別記第21号様式）（21ページ参照）の提出により、在学中の返還が猶予されます。但し、返還猶予された場合でも、上記『奨学金借用証書・返還誓約書』（別記第9号様式）（12ページ参照）及び『返還計画書』（別記第10号様式）（13ページ参照）の提出が必要です。

6 奨学金の返還について

- ◆ 奨学金の貸与が終了すると返還の義務が生じます。奨学金は10年以内に返還していただくことになっています。返還が開始される月は、卒業や打切り、又は期間の満了により貸与が終了した月の翌月から6か月経過した月からとなります。例えば、3月に学校を卒業した場合、その年の10月から返還が開始されます。

また、皆さまからの返還金は、新たな奨学生の奨学金として活用される大切なものですので、「借りたものは返さなければいけない」という自覚を持って必ず返還してください。万が一、返還金を滞納した場合には、年10.95%の延滞利息が返還金に加算されますので、必ず納期限内に納入してください。各返還期日までに返還しなかった場合には、返還期日にかかわらず既に貸与を受けた奨学金に対して一括して返還を請求することがあります。

なお、貸与終了に当たっては、返還方法等を説明している『奨学金返還のしおり』という冊子を別途送付いたしますので、こちらも必ず熟読していただくようお願いいたします。

返還例

学校種別	貸与月額	借用期間	借用総額	返還方法	返還金額(月額)	回数	返還金額(半年賦額)	回数
公立高校 (自宅)	18,000	3年	648,000	月賦	5,400	120		
				月賦・半年賦	5,000	60	34,800	10
公立高校 (自宅外)	23,000	3年	828,000	月賦	6,900	120		
				月賦・半年賦	8,000	60	34,800	10
高等専門学校 公立(自宅)	18,000	5年	1,080,000	月賦	9,000	120		
				月賦・半年賦	10,000	60	48,000	10
高等専門学校 公立(自宅外)	23,000	5年	1,380,000	月賦	11,500	120		
				月賦・半年賦	15,000	60	48,000	10
私立高校 (自宅)	30,000	3年	1,080,000	月賦	9,000	120		
				月賦・半年賦	10,000	60	48,000	10
私立高校 (自宅外)	35,000	3年	1,260,000	月賦	10,500	120		
				月賦・半年賦	12,000	60	54,000	10
高等専門学校 私立(自宅)	30,000	5年	1,800,000	月賦	15,000	120		
				月賦・半年賦	10,000	120	30,000	20
高等専門学校 私立(自宅外)	35,000	5年	2,100,000	月賦	17,500	120		
				月賦・半年賦	10,000	120	45,000	20

7 各種変更届等まとめ (本手引き 2～6 ページのまとめ)

発生事由	提出書類	書類（様式）の印刷元	学校長印	提出期限	提出前の電話連絡
①卒業・貸与期間満了	奨学金借用証書・返還誓約書	本手引き・しおり	不要	卒業前・貸与期間満了前 (年度末該当者は1月下旬まで)	年度末卒業予定者以外は必要
	返還計画書				
②連帯保証人自体の変更	連帯保証人変更届	本手引き・しおり	不要	変更があったとき速やかに	必要
	連帯保証人変更届	本手引き・しおり	不要	変更があったとき速やかに	必要
③連帯保証人の住所・氏名の変更	住所・氏名等変更届	本手引き・しおり	不要	変更があったとき速やかに	必要
	請求書（通学区分の変更の場合）	(生涯学習課より送付)		書類到着後速やかに	
④本人の住所・氏名の変更	住所・氏名等変更届	本手引き・しおり	不要	転学する（した）ことが判明したとき速やかに	必要
	請求書（学校区分・通学区分の変更の場合）	(生涯学習課より送付)		書類到着後速やかに	
⑤奨学生の転学	休（停・退）学届	本手引き	必要	休学・停学する（した）ことが判明したとき速やかに	必要
	請求書（次回振込が完了していない場合）	(生涯学習課より送付)	不要	書類到着後速やかに	
⑥奨学生の休学・停学	休（停・退）学届	本手引き	必要	退学する（した）ことが判明したとき速やかに	必要
	奨学金借用証書・返還誓約書	本手引き・しおり	不要		
⑦奨学生の退学	返還計画書	本手引き・しおり	不要	退学する（した）ことが判明したとき速やかに	必要
	復学届	本手引き		復学する（した）ことが判明したとき速やかに	
⑧奨学生の復学	辞退届	本手引き	必要	辞退の申し出があったとき速やかに	必要
	奨学金借用証書・返還誓約書	本手引き・しおり	不要		
⑨奨学生の辞退	返還計画書	(生涯学習課より送付)	不要	書類到着後速やかに	必要
	請求書（次回振込が完了していない場合）	本手引き		申し出があったとき速やかに	
⑩他奨学金の適用	他奨学金等適用届	本手引き	不要	死亡したことが判明したとき速やかに	必要
	返還免除申請書	本手引き・しおり	不要		
⑪奨学生の死亡	辞退届	本手引き	不要	随時	任意
	死亡を証する戸籍抄本等	本手引き・しおり			
⑫奨学金返還の猶予	返還猶予申請書	本手引き・しおり	不要	申し出があったとき速やかに	必要
	在学証明書	—			
⑬奨学金の繰上返還	修学奨励金繰上返還（全部・一部）申出書	本手引き・しおり	不要	変更があったとき速やかに	必要
	口座登録申出書	(生涯学習課より送付)		貸与終了時又は変更があったとき速やかに	
⑭奨学金振込用口座の変更	和歌山県口座振替納付依頼書（3枚）	本手引き・しおり	不要	随時	必要
	返還期間延長申請書	本手引き・しおり			
⑮奨学金返還用口座の登録（変更）	住民票	—	不要		必要
	所得証明書	—			

8 口座登録可能な金融機関及び名義人について

登録可能な金融機関	返還用口座の名義人	
	奨学生本人	連帯保証人
紀陽銀行	○	○
南都銀行	○	○
池田泉州銀行	○	○
百五銀行	○	○
三十三銀行	○	○
関西みらい銀行	○	○
みずほ銀行	○	○
三井住友銀行	○	○
三菱UFJ銀行	○	○
りそな銀行	○	○
きのくに信用金庫	○	○
新宮信用金庫	○	○
和歌山県医師信用組合	○	○
近畿産業信用組合	○	○
ミレ信用組合	○	○
和歌山県信用農業協同組合連合会（JAバンク和歌山信連）	○	○
和歌山県農業協同組合	○	○
なぎさ信用漁業協同組合連合会	○	○
近畿労働金庫	○	○
ゆうちょ銀行	○	○

- ◆ 奨学金の振込用口座や返還用口座を変更したい場合、登録可能な口座名義人と金融機関は限定されております。御注意ください。

振込用口座

上記の金融機関の奨学生本人名義の口座に限ります。

返還用口座

上記の金融機関の奨学生本人名義又は連帯保証人名義の口座に限ります。

各種様式の記入例

目 次

◆修学奨励金（奨学金）請求書（記入例）	1 0
◆和歌山県口座振替納付依頼書（記入例）	1 1
◆奨学金借用証書・返還誓約書（記入例）	1 2
◆返還計画書（記入例）	1 3
◆連帯保証人変更届（記入例）	1 4
◆住所・氏名等変更届（記入例）	1 5
◆休（停・退）学届（記入例）	1 6
◆復学届（記入例）	1 7
◆辞退届（記入例）	1 8
◆他奨学金等適用届（記入例）	1 9
◆返還免除申請書（本人死亡の場合の記入例）	2 0
◆返還猶予申請書（記入例）	2 1
◆修学奨励金繰上返還（全部・一部）申出書（記入例）	2 2
◆返還期間延長申請書（記入例）	2 3

修学奨励金（奨学金）請求書（記入例）

日付は空欄のまま
お願いします。

修学奨励金（奨学金）請求書

令和 年 月 日

和歌山県知事 様

奨学生本人の住所：〒640-8585

和歌山市小松原通1-1

住所は、本書記入時の本人の
現住所（下宿等であればその
住所。住所を変更した場合は
変更後の新住所（実家等）を
御記入ください。

奨学生本人の氏名： 修学 きい介

奨学生本人の電話番号： 073-441-3758

和歌山県修学奨励金（奨学金）について、下記のとおり請求します。
奨学金の月額額は以下のとおりです。

	国公立	私立
自宅通学	18,000円	30,000円
自宅外通学	23,000円	35,000円

記

請求金額 金72,000円

令和8年度 奨学金
月額18,000円（4月分から7月分まで）

※請求書の様式は、申請年度により記入内容が異なる場合があります。

和歌山県口座振替納付依頼書（記入例）

本人控

金融機関への提出年月日を記入してください。

和歌山県口座振替納付依頼書（自動払込利用申込書兼廃止届書）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

依頼先	金融機関	銀行 〇〇 金庫 △△ 本店 様 組合
	ゆうちょ銀行 (郵便局)	貯金事務センター 様

依頼内容	① 新規	私が納付すべき下記税金・使用料等で 令和〇〇年〇〇月〇〇日以降納期が到来 するものを指定預貯金口座から口座振替 (自動払込)の方法で納付したいので、約定 を確認のうえ依頼します。
	② 取 消 止	私は、下記税金・使用料等を口座振替(自動 払込)の方法で納付していましたが、 年 月 日以降納期到来分から

口座変更の場合でも「新規」の取扱となります。

金融機関・ゆうちょ銀行（郵便局）によってお
変更は、新規扱いとする。

納入 義務 者	住所	〒640-8585 和歌山市小松原通1-1	
	氏名	フリガナ シュウガク キイスケ 修学 きい介	電話 番号 自宅(073)441-3663 連絡先(073)441-3728
指定 預貯 金口 座	金融機関コード・店番 (金融機関記入欄)	-	
	預金種目	1. 普通 2. 当座 3. ()	
	口座番号(右7桁)		
	口座名義人	住所 〒640-8585 和歌山市小松原通1-1	氏名 修学 きい介
払込先加入者名		和歌山県会計管理者	
種目コード*166		種目コード*176	
記号(6桁目がある場合は※欄 にご記入ください。)		1 0 ※	
番号(右7桁)			
(フリガナ) シュウガク キイスケ		口座届出印 きい介	

3枚とも押印してください。

押印願います

振替方法	振替方法	種別 コード	払込先口座番号 (ゆうちょ銀行)	金融機関 使用欄
	期及び随時	35	00990-0-960115	
1回払い	35	00990-0-960115		
月1回払い	25	00980-4-960902		
月1回払い	25	00980-4-960902		
月1回払い 半年1回払い 年1回払い				
児童福祉施設負担金				
進学奨学金等貸付金元利収入	年2回払い			
修学奨励金貸付金元利収入	月1回払い	30	00980-4-960902	

「10」に〇をしてください。

貸与決定通知書の左上に記載されている7桁の
「奨学生決定番号」を御記入ください。
御不明な場合は空欄でも差し支えありません。

申請者本人名義の口座のある金融機関（又はゆうちょ銀行・郵便局）の窓
口に3枚綴った状態で提出したのち、窓口担当者から必ず3枚ともに受付日
附印を押印していただくようお願いします。

なお、用紙の左上に「本人控」と記載のある1枚目は、窓口から受け取
ったのち、申請者様のほうで大切に保管してください（奨学班への提出は不要
です）。

また、用紙の左上に「和歌山県用」と記載のある3枚目は、金融機関から
下記住所へ速やかに提出していただくよう窓口担当者にお伝えください。

〒640-8585

和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県教育庁生涯学習課奨学班

※ゆうちょ銀行（郵
便局）をご指定の場
合は自動払込み規
定が適用されます。

奨学金借用証書・返還誓約書(記入例)

一つの奨学生決定番号で借用した奨学金の金額を御記入ください。

(金額の訂正は不可です。書き損じた場合は、新しい用紙に再記入してください。)

号 1 2 3 4 5 6 7 氏 名 修学 きい介

金 借 用 証 書 返 還 誓 約 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

和歌山県教育委員会様

借用金額 648,000 円也

※収入印紙は
貼らないでください！

高等専門学校に通われている方も貼付
不要です。

条例及び関係規程に基づき、和歌山県修学奨励金の奨学金を借

入人は、関係規程並びに下記事項を遵守し返還計画のとおり滞り

なく返済することとします。なお、借入期間の翌日から返済日までの日数に依り、

返済計画は、借入期間の翌日から返済日までの日数に依り、

返済計画は、借入期間の翌日から返済日までの日数に依り、

返済計画は、借入期間の翌日から返済日までの日数に依り、

返済計画は、借入期間の翌日から返済日までの日数に依り、

返済計画は、借入期間の翌日から返済日までの日数に依り、

返済計画は、借入期間の翌日から返済日までの日数に依り、

返済計画は、借入期間の翌日から返済日までの日数に依り、

返済計画は、借入期間の翌日から返済日までの日数に依り、

返済計画は、借入期間の翌日から返済日までの日数に依り、

返済計画は、借入期間の翌日から返済日までの日数に依り、

返済計画は、借入期間の翌日から返済日までの日数に依り、

返済計画は、借入期間の翌日から返済日までの日数に依り、

返済計画は、借入期間の翌日から返済日までの日数に依り、

返済計画は、借入期間の翌日から返済日までの日数に依り、

返済計画は、借入期間の翌日から返済日までの日数に依り、

返済計画は、借入期間の翌日から返済日までの日数に依り、

返済計画は、借入期間の翌日から返済日までの日数に依り、

返済計画は、借入期間の翌日から返済日までの日数に依り、

返済計画は、借入期間の翌日から返済日までの日数に依り、

返済計画は、借入期間の翌日から返済日までの日数に依り、

返済計画は、借入期間の翌日から返済日までの日数に依り、

返済計画は、借入期間の翌日から返済日までの日数に依り、

返済計画は、借入期間の翌日から返済日までの日数に依り、

返済計画は、借入期間の翌日から返済日までの日数に依り、

返済計画は、借入期間の翌日から返済日までの日数に依り、

返済計画は、借入期間の翌日から返済日までの日数に依り、

返済計画は、借入期間の翌日から返済日までの日数に依り、

返済計画は、借入期間の翌日から返済日までの日数に依り、

返済計画は、借入期間の翌日から返済日までの日数に依り、

返済計画は、借入期間の翌日から返済日までの日数に依り、

返済計画は、借入期間の翌日から返済日までの日数に依り、

返済計画は、借入期間の翌日から返済日までの日数に依り、

返済計画は、借入期間の翌日から返済日までの日数に依り、

返済計画は、借入期間の翌日から返済日までの日数に依り、

返済計画は、借入期間の翌日から返済日までの日数に依り、

返済計画は、借入期間の翌日から返済日までの日数に依り、

返済計画は、借入期間の翌日から返済日までの日数に依り、

返済計画は、借入期間の翌日から返済日までの日数に依り、

返済計画は、借入期間の翌日から返済日までの日数に依り、

返済計画は、借入期間の翌日から返済日までの日数に依り、

返済計画は、借入期間の翌日から返済日までの日数に依り、

返済計画は、借入期間の翌日から返済日までの日数に依り、

3 奨学金の返還を怠った場合には、和歌山県教育委員会が官公庁や金融機関等に調査を行い、当該調査依頼を受けた者から和歌山県教育委員会に対し調査結果を回答されても異議ありません。

本人 (自署)	ふりがな	しゅうがく きいすけ	生 年 月 日
	氏 名	修学 きい介 (き介印)	平成〇〇年 〇月 〇日生
	現住所	〒640-8585 和歌山市小松原通1-1	固定電話 (073) 441-3758 携帯電話 (090) ××××-××××
学校名	和歌山県 立	普通 科	

記入漏れに注意してください。
借用金額と同じ金額をご記入ください。

私(連帯保証人)は、本人が上記誓約のとおり誠実にその義務を履行するよう指導するとともに、借受債務の返済義務履行について極度額648,000円まで連帯して保証します。

連帯保証人 (自署)	ふりがな	しゅうがく きいたろう	生 年 月 日	本人との続柄
	氏 名	修学 きい太郎 (き太郎印)	昭和〇〇年 〇月 〇日生	父
	現住所	〒640-8585 和歌山市小松原通1-1	固定電話 (073) 441-3758 携帯電話 (090) △△△△-△△△△	

本人が未成年者(18歳未満)の場合は、親権者が下記のそれぞれの欄に自署・押印してください。親権者が連帯保証人の場合も、本人が未成年者であれば必ず自署・押印してください。親権者とは、民法に定める親権者のことで、通常は両親(いずれかがいないときは1人)です。後見人がいる場合は、後見人が自署・押印してください。

親権者	氏 名	修学 きい太郎 (き太郎印)	生 年 月 日
	現住所	〒640-8585 和歌山市小松原通1-1	固定電話 (073) 441-3758 携帯電話 (090) △△△△-△△△△
	氏 名	修学 きい子 (き子印)	生 年 月 日
	現住所	〒640-8585 和歌山市小松原通1-1	固定電話 (073) 441-3758 携帯電話 (090) □□□□-□□□□
後見人	氏 名		生 年 月 日
	現住所	〒	年 月 日生 固定電話 () - 携帯電話 () -

返還計画書（記入例）

別記第10号様式（第9条関係）

今回初めて返還計画書を作成する方のうち、第3回目の振込が令和9年3月末の方は、「令和9年3月31日」と御記入ください。

それ以外の方は、学校の先生、又は奨学班と相談の上御記入ください。

返 還 計 画 書

令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

本人・連帯保証人が必ず自署・押印してください。

卒業や打ち切り、又は貸与期間の満了により貸与が終了した月の翌月から6ヶ月経過した年月を御記入ください。

（例：令和9年3月に学校を卒業した場合は、「令和9年10月」となり、令和8年12月に学校を退学したり、奨学金を辞退したりした場合は、「令和9年7月」となります。
→返還猶予申請をなさる場合でも、上記の指示をお守りください。

和歌山市小松原通1-1

固定電話(073-441-3758)
携帯電話(090-XXXX-XXXX)

氏 名 修学 きい介

(〒640-8585)
和歌山市小松原通1-1

固定電話(073-441-3758)
携帯電話(090-XXXX-XXXX)

氏 名 修学 きい太郎

（奨学金・進学助成金）の借用金額は 648,000円
返還します。

記入漏れ
に注意

返還方法	返還期日	返還開始月	返還回数	割賦金	最終割賦金
1 月賦返還	毎月 27 日	〇年〇月	120回	5,400 円	5,400 円
2 月賦・半年賦 の 併 用	毎月 27 日 毎年 1 月 27 日 毎年 7 月 27 日	年 月 年 月	回 回	円 円	円 円

※は、どちらか該当する方を○で囲んでください。

（注意）返還する場合の引落口座は、基本的には貸与時の振込口座としますが、もし振込口座に変更があれば、下記にご記入ください。

取扱金融機関名及び支店名		(1 銀行・2 信用金庫・3 労働金庫)		支店
預金種目	1 普通（総合） 2 当座	口座番号（右づめで記入）		
(フリガナ) 預金者氏名		(〒 -) TEL (- -) 住所		

こちらの欄は、返還用口座を変更する場合のみ御記入ください。変更しない場合（奨学金の振込用口座をそのまま返還用口座として活用する場合）は何も記入しないでください。

なお、変更する場合は、『和歌山県口座振替納付依頼書』に記入・押印の上、変更後の口座のある金融機関の窓口へ御提出ください。

また、取扱金融機関については、本手引き8ページを御参照ください。

連帯保証人変更届（記入例）

別記第12号様式（第10条、第11条関係）

連 帯 保 証 人 変 更 届

令和〇〇年〇〇月〇〇日

引越等で連帯保証人も本人と同時に住所が変更となる場合は、必ず本届を提出してください。

住所変更の場合、実際に住所を移された日付を御記入ください。それ以外の場合は、本届の記入日にしてください。

氏 名	修学 きい介
住 所	〒1234567 (〒640-8585) 和歌山市小松原通1-1

下記のとおり連帯保証人を変更しましたので、和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則第11条第1号の規定により届け出ます。

自署・押印

記

1 連帯保証人の変更

新連帯保証人 (自署・押印)	ふりがな	しゅうがく きいこ
	氏 名	修学 きい子 きい子 印
	住 所	(〒640-8585) 和歌山市小松原通1-1 固定電話073-441-3758 携帯電話090-△△△△-△△△△
	生年月日	昭和〇〇年 〇月 〇日
旧連帯保証人 (自署・押印)	氏 名	修学 きい太郎 きい太郎 印

※ 連帯保証人を変更するときは、必ずその本人の承諾を受けてください。

2 連帯保証人の住所等の変更

連帯保証人	氏 名	
	住 所	(〒 -) 固定電話 - - 携帯電話 - -

住所・氏名等変更届（記入例）

別記第13号様式（第11条関係）

住所変更又は転学の場合、実際に住所又は学校を移された日付を御記入ください。
それ以外の変更の場合は本届の記入日にしてください。

住所・氏名等変更届

令和〇〇年〇〇月〇〇日

旧住所を御記入ください。

奨学生番号	1 2 3 4 5 6 7
旧氏名	修学 きい介
旧本人住所	(〒640-8585) 和歌山市小松原通1-1 固定電話 073 - 441 - 3758 携帯電話 090 - ×××× - ××××

下記のとおり（住所・氏名）等を変更したので、和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則第11条第2号の規定により届け出ます。

記

転学の場合、○印は不要です。

本人	ふりがな	しょうがく きいすけ		振替口座の口座名義変更の有無 (どちらかに✓を入れてください)		
	新氏名	奨学 きい介		☐ 有(※) ☒ 無		
高等 学校 等	新住所	(〒646-0011) 田辺市新庄町3353-9 固定電話 〇〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇 携帯電話 090 - ×××× - ××××				
	旧学校	学校名	県立 紀州高等	学校 分校 専攻科	全日制 定時制 通信制	高等部 高等課程
大学 等	新学校	学校名	私立 きのくに義塾	学校 分校 専攻科	全日制 定時制 通信制	高等部 高等課程
	旧学校	学校名	立 大学 短期大学 専修学校	学部 課程	[普通] 科	
大学 等	新学校	学校名	立 大学 短期大学 専修学校	学部 課程	[自然科学] 科	
	旧学校	学校名	立 大学 短期大学 専修学校	学部 課程	[普通] 科	

記入不要の箇所にはこのように直線を引いていただくようお願いします。

付依頼書を金融機関へ提出してください。

休（停・退）学届（退学の場合の記入例）

別記第14号様式（第11条関係）

休（停・退）学届

本届の記入日にしてください。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

休・停・退の3つのうち一つを○で囲んでください。

奨学生番号	1 2 3 4 5 6 7 (〒 6 4 0 - 8 5 8 5)	連帯保証人 (保護者等) 住 所	(〒 6 4 0 - 8 5 8 5) 和歌山市小松原通 1 - 1
本人住所	和歌山市小松原通 1 - 1	氏 名	修学 きい太郎
氏 名	修学 きい介	氏 名	修学 きい太郎

下記のとおり休（※停・退）学したので、和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則第11条第3号の規定により届け出ます。

休学・停学の場合は、「〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日まで」と御記入ください。

- 氏 名 修学 きい介
- 学校名及び学年 紀州高等学校 第1学年
- 休（停）学期間（又は退学年月日） 令和〇〇年〇〇月〇〇日
- 休学（停学・退学）の理由 一身上の都合
- 奨学金等領収済額 令和〇〇年〇〇月から令和〇〇年〇〇月まで
合計 〇〇〇〇〇 円

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

学校名 和歌山県立紀州高等学校 学校長氏名 紀州 梅三郎 学校長印

（大学等又は専修学校専門課程にあっては、学校の証明書等を添付することで証明に代えることとする。）

（注）※は、該当する

記入日時点で振り込まれていなくとも、休学（又は停学・退学）した日の属する月までの月額分の振込を希望する場合は、その月までの期間を御記入ください。但し、月の初日に休学（又は停学・退学）した場合は、その前月までの期間を御記入ください。

復学届（記入例）

別記第15号様式（第11条関係）

復学届

本届の記入日になしてください。

令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

和歌山県教育委員会教育長 様

奨学生番号	〇〇〇〇〇〇〇〇	連帯保証人 (保護者等)	(〒 640 - 8585)
本人住所	(〒 640 - 8585) 和歌山市小松原通 1 - 1	住所	和歌山市小松原通 1 - 1
氏 名	修学 きい介	氏 名	修学 きい太郎

下記のとおり復学したので、和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則第11条第4号の規定により届け出ます。

記

- 氏 名 修学 きい介
- 学校名及び学年 紀州高等学校 第1学年
- 復学年月日 令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

学校名 和歌山県立紀州高等学校 学校長氏名 紀州 梅三郎 学校長印

辞退届（記入例）

別記第16号様式（第11条関係）

辞 退 届

本届の記入日になしてください。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

和歌山県教育委員会教育長 様

奨学生番号	1 2 3 4 5 6 7 (〒 6 4 0 - 8 5 8 5)	連帯保証人 (保護者等) 住 所	(〒 6 4 0 - 8 5 8 5) 和歌山市小松原 1 - 1
本 人 住 所	和歌山市小松原 1 - 1		
氏 名	修学 きい介	氏 名	修学 きい太郎

下記のとおり和歌山県修学奨励金の貸与を辞退したいので、和歌山県修学奨励金貸与
条例施行規則第11条第5号の規定により届け出ます。

記

- 氏 名 **修学 きい介**
- 学 校 名（及び学年） **紀州高等学校** 第 **1** 学年
- 辞退年月日 **令和〇〇年〇〇月〇〇日**
- 辞 退 理 由

一身上の都合

一度も奨学金を振り込まれたことがない場合は4月1日とし、それ以外の場合は本届の右上の記入年月日と同じになしてください。

他奨学金等適用届（記入例）

別記第 17 号様式（第 11 条関係）

他 奨 学 金 等 適 用 届

本届の記入日になしてください。

令和〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

和歌山県教育委員会教育長 様

奨学生番号	〇〇〇〇〇〇〇	連帯保証人 (保護者等)	(〒 640 - 8585)
本人住所	(〒 640 - 8585) 和歌山市小松原通 1 - 1		和歌山市小松原通 1 - 1
氏 名	修学 きい介	氏 名	修学 きい太郎

下記のとおり他奨学金の適用を受けることとなったので、和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則第 11 条第 6 号の規定により届け出ます。

記

1	適用奨学金名	母子父子寡婦福祉資金貸付金の修学資金
2	適用開始年月日	令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

返還免除申請書（本人死亡の場合の記入例）

別記第20号様式（第13条関係）

返 還 免 除 申 請 書

本届の記入日になしてください。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

和歌山県教育委員会教育長 様

奨学生番号	1 2 3 4 5 6 7		
本人住所	(〒640-8585)	連帯保証人 (保護者等) 住所	(〒640-8585)
	和歌山市小松原通1-1 TEL (073-441-3663)		和歌山市小松原通1-1 TEL (073-441-3728)
氏名	被相続人 修学 きい介 (実父) 修学 きい太郎	氏名	修学 きい太郎

下記の事由により修学奨励金の返還の免除を受けたいので、和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則第13条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1	借 用 金 額	648,000	円
2	返 還 済 金 額	108,000	円
3	返還免除金額	540,000	円
4	返還免除事由	令和〇〇年〇〇月〇〇日 本人死亡のため	

- 注 1 死亡の場合は、本人氏名欄に相続人の氏名、続柄を記入してください。
- 2 死亡によるときは本人の死亡を証する戸籍抄本を、精神又は身体の障害によるときはその事実及び程度を証する医師の診断書を添付すること。

返還猶予申請書(記入例)

別記第21号様式(第14条関係)

本書は原則、
申請者本人が全て記入
してください。

返還猶予申請書

本書の記入日にしてください。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

長 様

奨学生番号	1 2 3 4 5 6 7
氏 名	修学 きい介
本人住所	(〒640-8585) 和歌山市小松原通1-1 TEL 073-441-3728
借用終了時の学校名	紀州高等学校
奨学金は	令和〇〇年 〇〇月分まで受領
進学助成金は	年 月に 円を受領

下記の事由により借
条例第11条の規定に

令和9年3月に奨学金の貸与が終了する方のうち、3月に高等学校等と
等を卒業し4月から大学等へ進学される方や、同月に高等学校等を
卒業し引き続き在学される方は、10月から実際の返還が開始され
ますが、書類の運用上、「令和9年4月から」としてください。

1	希望猶予期間	令和〇〇年 〇〇月 から 令和〇〇年 〇〇月 まで
2	返還猶予理由	○大学進学のため ○高等学校在学中のため 等

- 注 1 申請の事由を明らかにする証明書を必ず添付してください。
2 電話番号は、確実に連絡できるものを記入してください。

修学奨励金繰上返還（全部・一部）申出書（記入例）

修学奨励金繰上返還（全部・一部）申出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

和歌山県教育委員会教育長 様

本届の記入日にしてください。

奨学生番号 1 2 3 4 5 6 7

本人住所 〒 6 4 0 - 8 5 8 5
和歌山市小松原通 1 - 1

氏 名 修学 きい介

連帯保証人 〒 6 4 0 - 8 5 8 5
住 所 和歌山市小松原通 1 - 1

氏 名 修学 きい太郎

和歌山県修学奨励金について、下記のとおり繰上返還をしたいので申し出ます。

記入不要の箇所にはこのように
二重線を引いてください。

1 繰上返還申出額 (奨学金) 金 6 4 8 , 0 0 0 円
(進学助成金) 金 _____ 円

2 返済方法 { ア 令和〇〇年〇〇月〇〇日の口座振替払い

返還希望の年月日は、奨学班と相談した上で御記入ください。

イ 納付書払い(納期限： 年 月 日)

返還期間延長申請書（記入例）

別記第22号様式（第15条関係）

返還期間延長申請書

本届の記入日になしてください。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

利

本書は原則、
申請者本人が全て記入
してください。

1 2 3 4 5 6 7	
氏 名	修学 きい介
本人住所	(〒640-8585) 和歌山市小松原通1-1 TEL 073-441-3728
借用終了時の学校名	紀州高等学校
奨学金は	令和〇〇年 〇〇月分まで受領
進学助成金は	年 月に 円を受領

下記の事由により修学奨励金の返還期間の延長をしたいので、和歌山県修学奨励金貸与条例第12条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1年毎に申請が必要なため、希望延長期間は1年以内と
してください。

1	希望延長期間	令和〇〇年 〇〇月 から 令和〇〇年 〇〇月 まで
2	期間延長理由	低所得のため 等

- 注 1 申請の事由を明らかにする証明書を必ず添付してください。
2 電話番号は、確実に連絡できるものを記入してください。

【巻末付録】 各種様式

◆『和歌山県口座振替納付依頼書』については、次ページ以降にありますように、「本人控」「金融機関・ゆうちょ銀行（郵便局）用」「和歌山県用」の3枚全てを金融機関の窓口に提出していただく必要がありますので、3枚複写式のものを御希望の場合は、生涯学習課奨学班まで御連絡ください。御住所あて送付致します。

本人控

和歌山県口座振替納付依頼書（自動払込利用申込書兼廃止届書）

年 月 日

依頼先	金融機関	銀行 本店 金庫 支店 組合
	ゆうちょ銀行 (郵便局)	貯金事務センター 様

依頼内容	1 新規	私が納付すべき下記税金・使用料等で 年 月 日以降納期が到来 するものを指定預貯金口座から口座振替 (自動払込)の方法で納付したいので、約定 を確認のうえ依頼します。
	2 (廃止) 取消	私は、下記税金・使用料等を口座振替(自動 払込)の方法で納付していましたが、 年 月 日以降納期到来分から 取り止めることにしたので、届け出ます。

金融機関・ゆうちょ銀行（郵便局）によってお取り扱いできる種目が異なります。
変更は、新規扱いとする。

納入 義務 者	住所	〒 -									
	氏名	フリガナ					電話 番号	自 宅 () - 連絡先 () -			

指定 預貯 金口 座	ゆう ちょ 銀 行 (郵 便 局 以 外 の 金 融 機 関)	金融機関コード・店番 (金融機関記入欄)	-									
		預金種目	1. 普通 2. 当座 3. ()									
		口座番号(右ヅメ)										
		口座 名 義 人	住所	〒 -					氏 名	(フリガナ)		

口座届出印				
-------	--	--	--	--

該当番号に○を付してください。

種 別	通知書番号等	振替方法	種別 コード	払込先口座番号 (ゆうちょ銀行)	金融機関 使用欄
1 個人事業税		定期及び随時	35	00990-0-960115	
2 自動車税（種別割）		年1回払い	35	00990-0-960115	
3 県営住宅使用料		月1回払い	25	00980-4-960902	
4 公営住宅敷地駐車場使用料		月1回払い	25	00980-4-960902	
5 母子父子福祉資金償還金		月1回払い 半年1回払い 年1回払い			
6 寡婦福祉資金償還金		月1回払い			
7 児童福祉施設負担金		月1回払い			
8 心身障害者扶養共済掛金		月1回払い			
9 進学奨学金等貸付金元利収入		年1回払い又は 年2回払い			
10 修学奨励金貸付金元利収入		月1回払い	30	00980-4-960902	
11					
12					

振替日(払込日) 和歌山県の指定する日〔金融機関及びゆうちょ銀行(郵便局)が休業日の場合は、翌営業日〕
口座振替（自動払込）納付の可能な金融機関は、下表のとおりです。（○：取扱可能 ×：取扱不可）

取扱税目・費目	指定金融機関 指定代理金融機関 収納代理金融機関 (右記金融機関除く)	三菱 UFJ 銀行	南都 銀行	りそな 銀行	関西 みらい 銀行	ゆうちょ銀行 (郵便局)
個人事業税	○	○	○	○	○	○
自動車税（種別割）	○	○	○	○	○	○
県営住宅使用料	○	×	○	○	○	○
公営住宅敷地駐車場使用料	○	×	○	○	○	○
母子父子福祉資金償還金	○	○	○	○	○	×
寡婦福祉資金償還金	○	○	○	○	○	×
児童福祉施設負担金	○	×	×	×	×	×
心身障害者扶養共済掛金	○	×	○	○	○	×
進学奨学金等貸付金元利収入	○	×	×	×	×	×
修学奨励金貸付金元利収入	○	○	○	○	○	○

金融機関使用欄 受付日附印 (取扱店日附印)

※ゆうちょ銀行（郵便局）をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

約 定 事 項

1. 私が納付すべき納付書等が和歌山県から貴店（局）に送付されたときは、私に通知することなく、振替日に当該納付金額を指定預貯金口座から引落しのうえ、和歌山県の歳入金として収納してください。
2. 預貯金の引落しに当たっては、預貯金規定又は当座勘定規定にかかわらず、預貯金通帳及び預貯金払戻請求書の提出又は小切手の振出しは行いません。
3. 指定預貯金口座の残高が振替日において納付すべき金額に満たないときは、私に通知することなく納付書等を返却されても異議ありません。
4. この口座振替契約による依頼は、貴店（局）及び和歌山県が必要と認めた場合は解除されても異議ありません。
5. この口座振替契約について、変更・取消のあった場合は、速やかに届け出ます。
6. 口座振替された納付金（個人事業税及び自動車税を除く）の領収書の貴店（局）への請求は行いません。電磁的記録の送信等により口座振替された個人事業税及び自動車税（種別割）についても領収書の貴店（局）への請求は行いません。
7. この取扱いについて仮に紛議が生じても貴店（局）の責によるものを除き、貴店（局）等には異議を申し立てません。

ご 注 意

※ 県税を口座振替（自動払込）納付される皆様へ

個人事業税については、振替（払込）開始を希望する回の納期限の2か月前までに申し込んでください。それ以降に申し込まれた分については、次回からの振替（払込）になることもあります。

自動車税については、振替（払込）開始を希望する年の2月末日までに申し込んでください。それ以降に申し込まれた分については、翌年からの振替（払込）になることもあります。

和歌山県口座振替納付依頼書（自動払込利用申込書兼廃止届書）

年 月 日

依頼先	金融機関	銀行 金庫 組合	本店 支店	依頼内容	1 新規	私が納付すべき下記税金・使用料等で 年 月 日 以降納期が到来 するものを指定預貯金口座から口座振替 (自動払込)の方法で納付したいので、約定 を確認のうえ依頼します。
	ゆうちょ銀行 (郵便局)	貯金事務センター 様			2 取 消 (廃 止)	私は、下記税金・使用料等を口座振替(自動 払込)の方法で納付していましたが、 年 月 日 以降納期到来分 から取り止めることにしたので、届け出ます。

金融機関・ゆうちょ銀行（郵便局）によってお取り扱いできる種目が異なります。
変更は、新規扱いとする。

納入 義務 者	住所	〒 -								
	氏名	フリガナ			電話 番号	自 宅 () - 連絡先 () -				
指定 預貯 金口 座	ゆうちょ銀行以外 の金融機関	金融機関コード・店番 (金融機関記入欄)	- - - - -			ゆうちょ銀行 (郵便局)	払込先加入者名	和歌山県会計管理者		
		預金種目	1. 普通 2. 当座 3. ()			種目コード 1 6 6	種目コード 1 7 6			
		口座番号(右ヅメ)				記号(6桁目がある場合は※欄 にご記入ください。)	1		0	※
	口座 名義 人	住所	〒 -			氏 名	番号(右ヅメ)			口座届出印

該当番号に○を付してください。〔ゆうちょ銀行(郵便局)でお取り扱いできるのは、1・2・3・4・11です〕 押印願います

種 別	通知書番号等	振替方法	種別 コード	払込先口座番号 (ゆうちょ銀行)	金融機関 使用欄
1 個人事業税		定期及び随時	35	00990-0-960115	
2 自動車税（種別割）		年1回払い	35	00990-0-960115	
3 県営住宅使用料		月1回払い	25	00980-4-960902	
4 公営住宅敷地駐車場使用料		月1回払い	25	00980-4-960902	
5 母子父子福祉資金償還金		月1回払い 半年1回払い 年1回払い			
6 寡婦福祉資金償還金		月1回払い			
7 児童福祉施設負担金		月1回払い			
8 心身障害者扶養共済掛金		月1回払い			
9 進学奨学金等貸付金元利収入		年1回払い又は 年2回払い			
10 修学奨励金貸付金元利収入		月1回払い	30	00980-4-960902	
11					
12					

振替日(払込日)	和歌山県の指定する日〔金融機関及びゆうちょ銀行(郵便局)が休業日の場合は、翌営業日〕			
約 定		金融機関使用欄 (不備返却事由)	検 印	
- 私が納付すべき納付書等が和歌山県から貴店(局)に送付されたときは、私に通知することなく、振替日に当該納付金額を指定預貯金口座から引落しのうえ、和歌山県の歳入金として収納してください。 - 預貯金の引落しに当たっては、預貯金規定又は当座勘定規定にかかわらず、預貯金通帳及び預貯金払戻請求書の提出又は小切手の振出しは行いません。 - 指定預貯金口座の残高が振替日において納付すべき金額に満たないときは、私に通知することなく納付書等を返却されても異議ありません。 - この口座振替契約による依頼は、貴店(局)及び和歌山県が必要と認めた場合は、解除されても異議ありません。 - この口座振替契約について、変更・取消のあった場合は、速やかに届け出ます。 - 口座振替された納付金（個人事業税及び自動車税を除く）の領収書の貴店(局)への請求は行いません。電磁的記録の送信等により口座振替された個人事業税及び自動車税についても領収書の貴店(局)への請求は行いません。 - この取扱いについて仮に紛議が生じても貴店(局)の責によるものを除き、貴店(局)等には異議を申し立てません。		1. 預金取引なし 2. 記載事項等相違 (店名、預金種目、口座番号、口座名義) 3. 印鑑相違 4. その他 ()	印鑑照合	
		※ゆうちょ銀行（郵便局） をご指定の場合は、自動 払込み規定が適用され ます。		受 付 印
		受付日附印 (取扱店日附印)		

和歌山県口座振替納付依頼書（自動払込受付通知書兼廃止届書）

年 月 日

依頼先	和歌山県知事 様
依頼内容	1 新規 私が納付すべき下記税金・使用料等で 年 月 日 以降納期が到来 するものを指定預貯金口座から口座振替 (自動払込)の方法で納付したいので、約定 を確認のうえ依頼します。 2 (廃止) 取消 私は、下記税金・使用料等を口座振替(自動 払込)の方法で納付していましたが、 年 月 日 以降納期到来分 から取り止めることにしたので、届け出ます。

金融機関・ゆうちょ銀行（郵便局）によってお取り扱いできる種目が異なります。
変更は、新規扱いとする。

納入義務者	住所	〒 -															
	氏名	フリガナ						電話番号	自宅() - 連絡先() -								
指定預貯金口座	ゆうちょ銀行(郵便局)以外の金融機関	金融機関コード・店番 (金融機関記入欄)	-						ゆうちょ銀行 (郵便局)	払込先加入者名		和歌山県会計管理者					
		預金種目	1. 普通 2. 当座 3. ()							種目コード 1 6 6		種目コード 1 7 6					
		口座番号(右ヅメ)								記号(6桁目がある場合は※欄 にご記入ください。)		1		0 ※			
		口座番号(右ヅメ)								番号(右ヅメ)							
口座名義人	住所	〒 -						氏名	(フリガナ)				口座届出印				

該当番号に○を付してください。

押印願います

	種 別	通知書番号等	振替方法	種別 コード	払込先口座番号 (ゆうちょ銀行)	金融機関 使用欄
1	個人事業税		定期及び随時	35	00990-0-960115	
2	自動車税（種別割）		年1回払い	35	00990-0-960115	
3	県営住宅使用料		月1回払い	25	00980-4-960902	
4	公営住宅敷地駐車場使用料		月1回払い	25	00980-4-960902	
5	母子父子福祉資金償還金		月1回払い			
6	寡婦福祉資金償還金		半年1回払い			
7	児童福祉施設負担金		年1回払い			
8	心身障害者扶養共済掛金		月1回払い			
9	進学奨学金等貸付金元利収入		年1回払い又は 年2回払い			
10	修学奨励金貸付金元利収入		月1回払い	30	00980-4-960902	
11						
12						
振替日(払込日)		和歌山県の指定する日〔金融機関及びゆうちょ銀行(郵便局)が休業日の場合は、翌営業日〕				

金融機関使用欄 受付日附印 (取扱店日附印)

※ゆうちょ銀行（郵便局）をご指定の場合は、自動払込み規定が適用されます。

年 月 日

月也

3 奨学金の返還を怠った場合には、私及び連帯保証人の住所、資産等について、和歌山県教育委員会が官公庁や金融機関等に調査を行い、当該調査依頼を受けた者から和歌山県教育委員会に対し調査結果を回答されても異議ありません。

本人	ふりがな	生 年 月 日					
	氏 名	(印)		年 月 日生			
	現住所	固定電話 () — 携帯電話 () —					
自署	学校名	立	学校	分校	全日制 定時制 通信制	高等部 高等課程	科

連帯保証人 (自署)	ふりがな		生 年 月 日	本人との続柄
	氏 名	(印)	年 月 日生	
	現住所	〒 固定電話 () - 携帯電話 () -		

親 権 者	氏 名	(印)	生 年 月 日
			年 月 日生
	現住所	〒	固定電話 () —
			携帯電話 () —
後 見 人	氏 名	(印)	生 年 月 日
			年 月 日生
	現住所	〒	固定電話 () —
			携帯電話 () —

和歌山県教育委員会教育長 様

奨学生 (自署・押印)	奨学生番号	
	住 所	(〒 —) 固定電話(— —) 携帯電話(— —)
	氏 名	印
連帯保証人 (自署・押印)	住 所	(〒 —) 固定電話(— —) 携帯電話(— —)
	氏 名	印

私が借用した（※ 奨学金 ・ 進学助成金 ）の借用金額は、 円であり、
下記の返還計画に基づき返還します。

記

〔返還計画〕

奨学生番号			氏 名		
返還方法	返還期日	返還開始月	返還回数	割賦金	最終割賦金
1 月賦返還	毎月 27 日	年 月	回	円	円
2 月賦・半年賦 の 併 用	毎月 27 日	年 月	回	円	円
	毎年 1 月 27 日 毎年 7 月 27 日	年 月	回	円	円

※は、どちらか該当する方を○で囲んでください。

(注意) 返還する場合の引落口座は、基本的には貸与時の振込口座としますが、もし振込口座に変更があれば、下記にご記入ください。

取扱金融機関名及び支店名		(1 銀行・2 信用金庫・3 労働金庫)										支店	
預金種目	1 普通 (総合) 2 当座		口座番号 (右づめで記入)										
(フリガナ) 預金者氏名					(〒 -) TEL (- -)								
					住所								

連 帯 保 証 人 変 更 届

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

奨 学 生 番 号	
本 人 住 所	(〒 —)
氏 名	

下記のとおり連帯保証人を変更しましたので、和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則第 10 条又は第 11 条第 1 号の規定により届け出ます。

記

1 連帯保証人の変更

新連帯保証人 (自署・押印)	ふりがな	
	氏 名	印
	住 所	(〒 —) 固定電話 — — 携帯電話 — —
	生年月日	年 月 日
旧連帯保証人 (自署・押印)	氏 名	印

※ 連帯保証人を変更するときは、必ずその本人の承諾を受けてください。

2 連帯保証人の住所等の変更

連帯保証人	氏 名	
	住 所	(〒 —) 固定電話 — — 携帯電話 — —

住所・氏名等変更届

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

奨 学 生 番 号	
旧 氏 名	
旧 本 人 住 所	(〒 -) 固定電話 - - 携帯電話 - -

下記のとおり（住所・氏名）等を変更したので、和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則第 1 1 条第 2 号の規定により届け出ます。

記

本 人	ふりがな					振替口座の口座名義変更の有無 (どちらかに✓を入れてください)
	新氏名					☐ 有 (※) ☐ 無
	新住所	(〒 -) 固定電話 - - 携帯電話 - -				
高 等 学 校 等	旧学校	学校名 立	学校 分校 専攻科	全日制 定時制 通信制	高等部 高等課程	[] 科
	新学校	学校名 立	学校 分校 専攻科	全日制 定時制 通信制	高等部 高等課程	[] 科
大 学 等	旧学校	学校名 立	大学 短期大学 専修学校	学部 課程	学科 課程	
	新学校	学校名 立	大学 短期大学 専修学校	学部 専修学校	学科 課程 課程	

※口座名義を変更された方は、口座振替納付依頼書を金融機関へ提出してください。

休（停・退）学届

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

奨学生番号		連帯保証人 (保護者等)	(〒 -)
本人住所	(〒 -)	住 所	
氏 名		氏 名	

下記のとおり休（※ 停 ・ 退 ）学したので、和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則
第 1 1 条第 3 号の規定により届け出ます。

記

- 1 氏 名
- 2 学校名及び学年
- 3 休(停)学期間（又は退学年月日）
- 4 休学（停学・退学）の理由
- 5 奨学金等領収済額 年 月 から 年 月 まで
- 合計 円

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

学校名 学校長氏名 印

（大学等又は専修学校専門課程にあっては、学校の証明書等を添付することで証明に代える
こととする。）
（注）※は、該当する方を○で囲む。

和歌山県教育委員会教育長 様

奨学生番号		連帯保証人 (保護者等)	(〒)
本人住所	(〒)		
氏名		氏名	

記

- 1 氏 名
- 2 学校名及び学年
- 3 復学年月日 年 月 日

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

学校名 _____ 学校長氏名 _____ 印 _____

辞 退 届

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

奨学生番号		連帯保証人 （保護者等） 住 所	(〒 —)
本 人 住 所	(〒 —)		
氏 名		氏 名	

下記のとおり和歌山県修学奨励金の貸与を辞退したいので、和歌山県修学奨励金貸与
条例施行規則第 1 1 条第 5 号の規定により届け出ます。

記

- 1 氏 名
- 2 学 校 名（及び学年）第 学年
- 3 辞退年月日 年 月 日
- 4 辞 退 理 由

他 奨 学 金 等 適 用 届

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

奨学生番号		連帯保証人 (保護者等)	(〒 —)
本 人 住 所	(〒 —)		
氏 名		氏 名	

下記のとおり他奨学金の適用を受けることとなったので、和歌山県修学奨励金貸与条例
施行規則第 1 1 条第 6 号の規定により届け出ます。

記

1	適 用 奨 学 金 名	
2	適用開始年月日	年 月 日

返 還 免 除 申 請 書

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

奨学生番号		連帯保証人 (保護者等)	(〒 -)	
本人住所	(〒 -)		住所	TEL (- -)
	TEL (- -)			
氏 名		氏 名		

下記の事由により修学奨励金の返還の免除を受けたいので、和歌山県修学奨励金貸与
条例施行規則第 1 3 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1	借 用 金 額	円
2	返 還 済 金 額	円
3	返還免除金額	円
4	返還免除事由	

注 1 死亡の場合は、本人氏名欄に相続人の氏名、続柄を記入してください。
2 死亡によるときは本人の死亡を証する戸籍抄本を、精神又は身体の障害による
ときはその事実及び程度を証する医師の診断書を添付すること。

返還猶予申請書

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

奨学生番号	
氏 名	
本人住所	(〒 -) TEL - -
借用終了時の学校名	
奨学金は 年 月分まで受領 進学助成金は 年 月に 円を受領	

下記の事由により修学奨励金の返還の猶予を受けたいので、和歌山県修学奨励金貸与
条例第 1 1 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1	希望猶予期間	年 月 から 年 月 まで
2	返還猶予理由	

注 1 申請の事由を明らかにする証明書を必ず添付してください。
2 電話番号は、確実に連絡できるものを記入してください。

修学奨励金繰上返還（全部・一部）申出書

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

奨学生番号
本人住所 〒 ー
氏 名
連帯保証人 〒 ー
住 所
氏 名

和歌山県修学奨励金について、下記のとおり繰上返還をしたいので申し出ます。

記

- 1 繰上返還申出額

{

(奨 学 金) 金 円

(進学助成金) 金 円

}
- 2 返 済 方 法

{

ア 令和 年 月 日の口座振替払い

イ 納付書払い(納期限： 年 月 日)

}

返還期間延長申請書

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

奨学生番号	
氏 名	
本人住所	(〒 -) TEL - -
借用終了時の学校名	
奨学金は 年 月分まで受領 進学助成金は 年 月に 円を受領	

下記の事由により修学奨励金の返還期間の延長をしたいので、和歌山県修学奨励金貸与条例第 1 2 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1	希望延長期間	年 月 から 年 月 まで
2	期間延長理由	

注 1 申請の事由を明らかにする証明書を必ず添付してください。
2 電話番号は、確実に連絡できるものを記入してください。